

特定相談支援 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者

名称 株式会社カイト

所在地 千葉県習志野市津田沼1-2-19 つるやビル5F

電話番号 047-406-3435

代表者 叶井 宏典

設立年月日 平成26年4月

2 事業所の概要

事業の種類 特定相談支援

事業所の名称 相談支援事業所カイト

事業所の所在地 千葉県習志野市津田沼1-10-41 津田沼十番街ビル405

電話番号 047-409-8904 FAX 047-409-8903

3 事業実施区域

習志野市全域、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市の一部エリア、とする。

4 営業日および営業時間

営業日 月曜日～金曜日とする

ただし国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。

営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。(うち1時間休憩)

事業所の職員の体制

管理者 1名

相談支援専門員 1名以上

5 特定相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス内容

サービス等利用計画の作成

1 利用者の居宅を訪問し、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

2 利用料金等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

3 アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等または指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握されて解決すべき課題に対応するため最も適切なサービス等について検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービスの種類、内容、量、福祉サービス等を利用する上での留意事項、障害者総合支援法第5条第22項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提供等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

4 サービス等利用計画に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定します。

5 支給決定または地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害者福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者からの専門的な見地からの意見を求めるものとします。サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に説明を行った上で同意を得ます。同意を得た後、サービス等利用計画を作成し、利用者等及び担当者にサービス等利用計画を交付します。

(2) サービス等利用計画作成後の便宜の供与

1 サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

2 モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(3) サービス等利用計画の変更利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(4) 障害者施設への紹介 ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が障害者支援施設等への入院または入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜を行います。

6 利用者の記録や情報の管理・開示について本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して

必要な複写料など諸費用は、利用者負担となります。)保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次の通りです。

- (1)福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整
- (2)サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3)アセスメントの記録
- (4)サービス担当者会議等の記録
- (5)モニタリング結果の記録
- (6)関係機関からの情報提供に関する記録
- (7)契約書
- (8)重要事項説明書
- (9)利用者負担に関する関係書類
- (10)利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11)利用者からの苦情内容等の記録
- (12)事故状況及び事故に関して採った処置についての記録

7 利用料金

特定相談支援利用料金

サービスを利用するための、利用者の負担はありません。厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領になります。

交通費 利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して、指定地域相談支援を提供した際は、その実費をいただきます。

公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃

事業者の自動車を使用した場合・・・事業所から片道2キロメートル以上500円

その他の費用・・・利用者の事情により必要となる嗜好品等の実費をご負担いただくことがあります。その際は、別途、前もって説明を行い、利用者の同意をいただきます。

8 利用料金の支払い方法

1 か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

9 サービスの提供の記録 指定地域相談支援を提供した際、提供日、内容その他の必要な事項を記録し、利用者の確認を受けております。利用者が他の指定相談支援事業所の利用を希望する場合その利用者から申し出があった場合には、指定地域相談支援の実施状況等に関する書類を交付します。

10 緊急時・事故発生時の対応利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必

要な処置を講じるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。また、指定一般相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11 サービスに関する苦情

(1)地域相談支援に関するご相談・苦情を承ります。また地域移行相談支援計画・地域定着相談支援計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

株式会社カイト 担当 石川 和博 電話番号 047-409-8904

受付時間 9時から17時 月曜日~金曜日

(2)行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所障害福祉課 電話番号 047-436-2345

習志野市役所障がい福祉課 電話番号 047-453-9206

千葉県運営適正化委員会 電話番号 043-246-0294

千葉県国民健康保険団体連合会 電話番号 043-254-7428

12 秘密保持と個人情報の保護 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。事業所は従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容としています。

13 虐待防止のための措置 本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待防止に関する責任者 石川 和博

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修・会議の実施等

年 月 日

指定特定相談支援の提供に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

説明者

事業所所在地 〒275-0016
住所 習志野市津田沼 1-10-41 津田沼十番街ビル 405
事業所番号
相談支援事業所 相談支援事業所カイト

説明者

⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定特定相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け同意しました。

〒 -

利用者 住 所

氏名

⑩

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その書を代筆しました。

〒 -

代筆者 住 所

氏名

⑩
